

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和52年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第5条第2項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「同令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第3項中「住民基本台帳の備考欄に記録される」を「住民票の備考欄に記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下次条、第11条第1項第1号及び第5号並びに第14条において同じ。）がされている」に改める。

第6条第3号中「氏名」の次に「（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）」を加え、同条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号の前に次の1号を加える。

(7) 外国人住民のうち非漢字圏のものが住民票の備考欄に記載がされている氏名

の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

第 1 1 条第 1 項第 1 号中「氏名」の次に「(氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)」を加え、同項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(5) 外国人住民のうち非漢字圏のものが住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

第 1 4 条第 1 項第 3 号中「氏又は名(通称又は氏名の片仮名表記が住民基本台帳に登録されている場合)」を「氏名、氏(氏に変更があつた者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)又は名(外国人住民)」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 1 1 月 5 日から施行する。

(提出理由)

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(平成 3 1 年政令第 1 5 2 号)の施行による住民基本台帳法施行令(昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号)の一部改正により、住民票に旧姓(旧氏)を記載できるとされたことに伴い、本市もこれに準じて印鑑登録証明書に旧姓(旧氏)を記載できるとする等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。